

松原商工会議所 入会申込書

会員番号

松原商工会議所 御中

令和 年 月 日

私は松原商工会議所の目的及び事業運営の趣旨に賛同し、会費を添えて加入を申し込みます。

事業所名	ふりがな	印(又は署名)	
代表者名	ふりがな		
	(役職名)	(生年月日) S・H・R 年 月 日	
	(代表者携帯電話)	- -	
事業所所在地	〒 - (TEL: - -) (FAX: - -) (Email: 下記QRコードよりご登録下さい。) (ホームページ: 有 ※当所HPへ掲載します・無)		
上記以外へ文書等送付を希望する場合(宛先を記載してください) 【 本社・自宅・その他() 】 〒 -			
業種	商業・サービス業部会 <input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 理・美容 <input type="checkbox"/> 情報通信 <input type="checkbox"/> 運輸 <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> その他() 工業部会 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 鉄鋼業 <input type="checkbox"/> 機械加工 <input type="checkbox"/> その他() 建設部会 <input type="checkbox"/> 総合建設 <input type="checkbox"/> 土木 <input type="checkbox"/> 管工事 <input type="checkbox"/> 設備工事 <input type="checkbox"/> その他() 財務部会 <input type="checkbox"/> 金融・保険 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> その他()		
事業内容		取扱品目	
従業員数	名(うち、パート・アルバイト等: 名)		
組織	法人・団体・個人	会費口数	<input type="checkbox"/> 会費年額 円
法人・団体企業の方		個人企業の方	
(創業年月)	年 月	(創業年月)	年 月
(法人設立年月)	年 月	(所得稅申告区分)	青色申告・白色申告
(資本金)	万円 (決算月)		
(売上高・年商)	万円	《どちらかに○印をお付けください》	
取引銀行		・会報「会議所NEWS」新会員紹介欄への掲載 【 する・しない 】 ・会報「会議所NEWS」会員を訪ねて欄への掲載 【 する・しない 】 ・「ザ・ビジネスモール」への掲載 【 する・しない 】	
入会理由《あてはまるものに○印をお付けください》			
①創業支援 ②販路支援 ③融資相談 ④保険(保険会社名:) ⑤補助金等 ⑥労働保険事務組合(中小事業主) ⑦一人親方労災 ⑧各種証明書発行 ⑨セミナー・講演会 ⑩会員親睦・交流 ⑪紹介(紹介者:) ⑫その他()			

会費は従業員数による口数制とします。
但し、個人は最低(3口)12,000円以上、
法人は最低(6口)24,000円以上とします。

会費の納入は上期(4~9月)、下期
(10月~翌年3月)の2回に分割して納め
ていただきます。
会費は、個人は経費に、法人は損金に
計上できます。

タイムリーに情報をお届けします!



メールアドレス登録



LINE

《裏面も
ご確認下さい》

(※商工会議所記入欄)

(R5.5.1)

入力日: R 年 月 日	納付方法: 口座振替・納付書・集金	取扱者	入力者	確認者
業種コード:	労保: 事務組合・一人親方・無			
請求ルール: 半年分・1年分	特商: 該当・非該当			

確認事項

①会員資格について（松原商工会議所定款 抜粋）

1. 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

（1）本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体

- ①協同組合②信用金庫③労働金庫④公社⑤経済関係団体⑥医療法人⑦社会福祉法人⑧弁護士法人⑨監査法人⑩税理士法人⑪特許業務法人
- ⑫産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人⑬地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人
- ⑭地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人⑮地域経済の振興等に資する中間法人
- ⑯まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人⑰観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

（2）本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人

- ①医師②歯科医師③助産師④弁護士⑤公認会計士⑥司法書士⑦税理士⑧行政書士⑨弁理士

（3）本商工会議所の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者

2. この定款において「商工業者」とは、次の者をいう。

（1）自己の名をもって商行為をすることを業とする者（2）店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者

（3）鉱業を営む者（4）取引所（5）会社（6）相互会社

3. 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。

（1）精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（3）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（4）反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）

4. 会員たる資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。

②届出内容の変更について

会員は、本商工会議所への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく「各種変更届出書」を事務局に提出して下さい。届出書を提出しなかったことにより生じた不利益等について、本商工会議所はその責任を負わないものとします。

③退会について

退会しようとする会員は、退会60日前までに予告し、未払いの会費等がない状態にて退会届出書を本商工会議所に提出して下さい。

④個人情報の取り扱いについて

松原商工会議所では、「個人情報保護法」に基づく個人情報の適正な保護に努めております。

ご記入頂いた情報は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、会報・ホームページ等で公開することがあります。

（※申込者記入欄）

上記確認事項を承諾しました。尚、本書において虚偽の申告をしたことが判明した場合、松原商工会議所会員資格が取り消されても一切異議を申しません。

これにより損害が生じた場合も、一切私(当社)の責任といたします。

年 月 日

署名